

仮訳

2005年6月28日のITER閣僚級会合における
ITER交渉参加極の代表による共同宣言

欧州原子力共同体(ユーラトム)、中華人民共和国政府、日本国政府、大韓民国政府、ロシア共和国連邦政府及びアメリカ合衆国政府の代表は

IAEAの後援の下、ITER工学設計活動が成功裏に完了したことを想起し、

ITER工学設計活動が、核融合エネルギーの科学的、技術的可能性を実証することを目的とした国際プロジェクトであるITERに関し、詳細かつ完全で十分に統合された工学設計を生み出してきたことを認め、

実質的に無限で、環境に優しく、経済的に競争力のあるエネルギー源としての核融合エネルギーの長期的な可能性を探究することの重要性を強調し、

全ての人類のためにこのエネルギー源の開発を進め、広く国際協力を行うことを促し、

6極枠組みにおいてITER計画を共同で実施するに当たり、ユーラトムと日本との間のそれぞれの役割についてITER交渉における欧州連合と日本の交渉責任者が達した共通の考え方が示されている添付のジョイントペーパーに留意し、

核融合分野における研究及びその他の開発の進展に基づき、核融合エネルギーの開発過程の次なるステップであるITERの重要性及びITER計画の実施を早急に開始する緊急の必要性を確信し、

ITERが平和目的のための核融合エネルギーを早期実現すること及び次世代の核融合への関心を刺激することの重要性を強調し、

また、この長期間かつ大規模な研究プロジェクトの共同実施及びパートナーシップの重要性並びにITERの共同実施に関して今後策定される国際協定（以下、「協定」とする。）の参加極の間で得られる利益を公平に分け合うことの重要性を強調し、

エネルギー源としての核融合の安全性を実証し、社会的な受容性を進展させる目的を含め、ITERの建設、運転及び廃止段階を安全かつ信頼性をもって実施することが非常に重要であることを心に留め、

以下の点について共通の理解を持ち、

- ITERは協定の締約極（以下「締約極」とする。）により設立され支援される国際機関（ITER機構）により実施されるべきであり、全締約極合意の下、他の国や国際機関が新たに参画することを可能とすべきである。
- ITERは仏国カダラッシュに立地する。そして、添付のジョイントペーパーのホスト国と非ホスト国はそれぞれ、欧州原子力共同体（ユーラトム）と日本になる。
- 各締約極の費用分担及びITER機器の調達に関する割り当てについてはこれまでのITER交渉の枠組みの下に到達したコンセンサス*に従うべきである。
- ユーラトムと日本政府の2国間協力を通じて実施される幅広いアプローチ活動では、幅広いアプローチの研究活動への他極の参加をオープンにする。

上記に基づき、

上述の共通理解を反映した協定及び関連文書に関する交渉について

* ITER建設費の見積額はITER EDA最終報告書に示されている。（ITER文書シリーズ No. 21, IAEA, ウィーン 2001年）

ITERホスト極はITER建設費の50%を負担する。他の極はそれぞれ10%を負担する。

は、協定の発効及び建設の開始を実行可能な限り早期に行うことを可能とすべく、最大限の緊急性をもって完了し、それぞれの極の権限を持つ機関に対して、必要に応じ署名、批准、受諾、又は承認のために送付するべきであることを確認し、

協定の発効が達されていない中、ＩＡＥＡの支援の下でのITER移行取決めの枠組みの範囲内において、今後設立されるITER機構の機構長候補を早期に特定及び指名すること並びにITERの共同実施の開始準備に必要な共通的な費用を支援するための共通基金を適切な時期に設けることを含め、この移行取決めの任務に規定されているところに従い、これまで成功裏に行われてきた協力を継続する重要性を再確認し、

ITER計画の当初より、この協力を支援するという点で重要で建設的な役割をIAEAが果たしてきたことへの謝意とともに、各極がITERの将来の協力においてIAEAとの実り多き関係の継続を望んでいるとの希望を表明した。

2005年6月28日 モスクワにて署名

欧州原子力共同体

中華人民共和国政府

日本国政府

大韓民国政府

ロシア連邦共和国政府

アメリカ合衆国政府

共同文書

ITER 計画におけるホスト国と非ホスト国との役割分担

日本は 2004 年 9 月 9 日にホスト国と非ホスト国の役割に関する提案を提示した。
欧州は 2004 年 11 月 26 日にそれら 2 極間の特権的なパートナーシップに関する考
え方を提示した。

日本及び欧州は、6 極協力枠組での ITER 実施に関し、ホスト国と非ホスト国と
の次の役割に関して共通理解に至った。

A ITER 建設

資 金

ホスト国は、ITER 建設に係る見積もり費用の 50%を負担する。非ホスト国は、
他の ITER 参加極が約束した負担金と等しく、ITER 建設に係る見積もり費用の
10%を負担する。ホスト国は、建設費用の割り当てに加え、サイト整備費用も負
担する。

調達責任の移転

ホスト国は 50%の拠出金のうち、非ホスト国とその産業界より、ITER 建設のため
の全調達分の 10%¹相当の機器・装置の追加調達を行う。結果として、非ホスト
国は 10%の負担金により ITER の 20%に当たる機器・装置を供給することが可能
になる。

この方法を通じて調達される機器・装置の選択については、計画を迅速に促進
するとの目的に合致する限り、非ホスト国の要望に基づき、共同で決定される。
また、調達方法は、ITER 最終設計報告書に見積もられた費用に基づき上記の移転
を確実にすべく、ホスト国と非ホスト国の間で検討される。この調達方法は、計
画の能率的な実施を確実にするとともに、関係各国において適用される公的資金
の利用に対する規制に従うべきである。

機構の常勤職員

ホスト国は、ITER 機構に割り当てられることになる 50%の常勤職員のうち、全
常勤職員の 10%に相当する常勤職員の割り当てを非ホスト国に移転する。結果と
して、全常勤職員の 40%をホスト国が、20%を非ホスト国が提供することになる。

機構長人事

ホスト国は非ホスト国から推薦される的確な ITER 機構長の候補者を支持する。

本部機能

ITER の本部機能の一部はホスト国に、一部は非ホスト国に置く。すなわち、相

¹ 302.1 キロ ITER 会計単位に相当

当数の ITER 理事会の開催など、ある一定の本部機能活動は非ホスト国内において実施される。

理事会での投票方法

ホスト国は、ITER 理事会におけるホスト国の優位性を除外する加重投票のスキームの採用に同意する。

B 幅広いアプローチ

資金

ホスト国と非ホスト国は、ITER 建設段階に概ね合致する期間において、非ホスト国内において幅広いアプローチの活動を実施するために、それぞれ460億円または339百万ユーロ²の資金負担をする。

取極め

ホスト国と非ホスト国との間で取決めを締結することにより、ホスト国は幅広いアプローチのプロジェクトに対し、現金または物納により拠出する。

2004年1月の6極による幅広いアプローチのワークショップの最終報告において挙げられている候補プロジェクトには、以下を含む。

- ・ 国際核融合材料照射施設(設計活動及び/または施設)
- ・ ITER 研究センター (以下の施設を含む)
 - 核融合科学のための計算機シミュレーションセンター
 - 遠隔実験センター
- ・ 核融合発電技術調整センター (デモ炉の国際設計活動センターを含む)
- ・ 新たなプラズマ実験装置 (サテライトトカマク装置)

幅広いアプローチとして実施されるプロジェクトは上記の候補の中から、非ホスト国が選択する。

上記リストに含まれないプロジェクトでも、核融合発電の早期実現に資するとしてホスト国及び非ホスト国が決定する場合には、非ホスト国のイニシャティブにより選択できる。

C デモ炉

将来、デモ炉が国際的協力の枠組みのもとで実現する場合には、ホスト国はデモ炉を建設する国として、非ホスト国の候補地を支持する。

² この値は2005年5月5日の通貨レートに基づく。この値は最終的に非ホスト国の通貨単位を参照して計算されるべきである。